ワクチン接種についての基本的考え方と今後の進め方

R3. 6. 11 知事と市長会・町村会との意見交換会
（改定） R3. 7. 9 知事と市長会・町村会との意見交換会
（改定） R3. 9．14 知事と市長会・町村会との意見交換会（9.8 開催）

1 感染拡大を防止し、社会経済活動を取り戻すため、10 月末までに県内全体の 2 回目接種率が 80%となることを目指し、希望する方への 11 月上旬の接種完了に向けて努力する。

2 高齢者、基礎疾患を有する方以降も感染拡大防止等の観点から一定の職種の方へ早期接種を検討する。早期接種を実施する場合、市町村と県との役割分担は、概ね、別紙「市町村と県で連携して進める早期接種対象職種の基本的な考え方について」によるものとする。また、希望する妊婦の方への早期接種に努める。

3 今後、市町村の在庫ワクチンを圏域内で有効に活用するための仕組みを市町村、県で検討する。

4 職域接種、県の集団接種は市町村の接種を妨げないよう行う。

5 職域接種は市町村負担を軽減するので、積極的な実施を企業に求める。医療従事者等の支援を必要とする場合は、市町村と情報共有の上、県に相談するよう要請する。

6 県が設置する集団接種会場では、団体接種の受け入れに加え、妊婦及び一般の者の接種を行う。

7 以上の他、市町村と県との具体的な役割分担等については、事務レベルで協議を行う。

参　考

一定の職種の方に早期接種を行う場合の考え方

● **早期接種対象職種の考え方**

- 社会基盤の維持や災害時の対応等に欠かせない職種
- 職務上不特定多数の人と接することが避けられない職種

※ 以下の早期接種対象職種は、特定の職種を早期に接種する場合の目安として示すものであり、各市町村においては、それぞれの地域の事情などを勘案して職種の追加等、工夫することを妨げない。

早期接種対象職種（例示）

教育関係（学校等）	交通インフラ関係	小売業
保育関係（保育士等）	飲食業（酒類提供を含む）	針・灸・あんま・マッサージ業等
警察	宿泊業	その他の接客業
消防職員・団員	理美容業	

※ 早期接種対象職種内で順位を付けるものではありません。

別紙

市町村と県で連携して進める早期接種対象職種の基本的な考え方について

令和３年７月９日

１　県の支援の在り方

県のワクチンの接種に係る支援は、市町村が行う接種の迅速化・円滑化のための補完として行い、市町村への医療従事者の派遣、県設置の接種会場の設置、職域接種に対する支援の大きな３つの区分によるものとする。

このうち、県設置のワクチン接種会場では、職場や各種団体を単位として行うことで、県全体の接種を進めるものとする。

県設置のワクチン接種会場での受入れ職種については、ワクチンの供給量を見通したうえで、随時決定する。

２　接種職種の範囲

市町村・県が連携して次のとおり取り組む。

①　県は、広域性・関係性の視点を踏まえ、次の職種について、早期接種を行う。

・特別支援学校教職員、高校教職員（６月末～８月中旬予定）

・警察関係ほか：警察官、警察職員、自衛隊、消防学校（６月末～８月中旬予定）

・交通インフラ関係：鉄道事業者、バス・タクシー・トラック事業者（６月末～９月上旬）

②　市町村は、高齢者施設、障がい者施設の従事者やヘルパー等の福祉サービス従事者については、希望する対象者ができるだけ８月末までに接種できるように取り組む。

併せて、県と市町村との合意の「ワクチン接種についての基本的考え方と当面の進め方（2021.6.11）」における早期接種の考え方に基づき、早期接種を行う場合には、次の職種について実施する。

・小中学校教職員、保育関係、消防団、はり・灸・あんま・マッサージ業等、小売業、その他の接客業

・小中学校教職員への接種に当たっては、勤務地の市町村において接種を行うことを原則とする。

③　飲食業、宿泊業、理美容業は、県設置の接種会場でも受入れを検討するが、モデルナ社製ワクチンの供給量が限定的であることなどから、市町村においても早期接種の受け入れを検討する。

なお、当該業種のうち職域接種を推進する団体には、県が医療従事者の派遣等支援を検討する。

３　実施に当たっての調整

上記２の県が早期接種を行う職種については、市町村の早期接種を妨げるものではない。